



国立公園とは

国立公園の全体像

- ・全国に28ヶ所
- ・総面積は約206万ヘクタール 沖縄県全体の面積の約9倍 国土面積の約5.5%

都市公園

公園の設置者が 土地を所有し、 施設を造っていく 例:新栄公園 川平風致公園

国立公園

公園の設置者が 土地は所有せず、 区域内で一定の 行為を制限して 風景を維持する









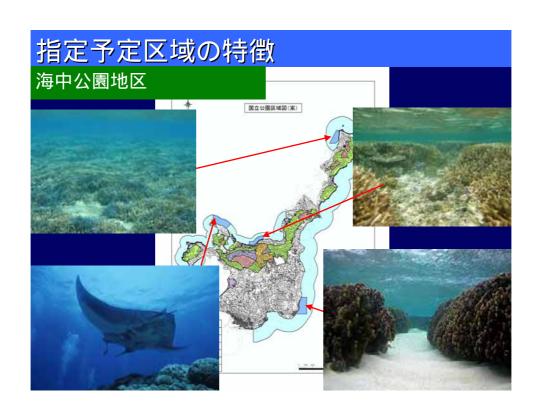












指定予定区域の選定の考え方

優れた自然が見られる場所を区域に含める。

区域は、極力まとまりのあるものとなるよう配慮。

市街地や田畑は、原則として対象としない。

海域は、これまでのモニタリング調査の結果等から、 良好な状態であることが分かっている場所を中心とする。

海域のうち、学術的にも貴重な場所や生物多様性に富む場所、海中の適切な利用が見込まれる場所は海中公園地区として区域に含める。

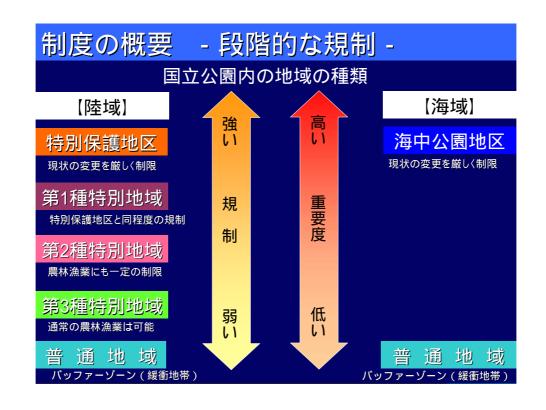
地域・地区区分の考え方

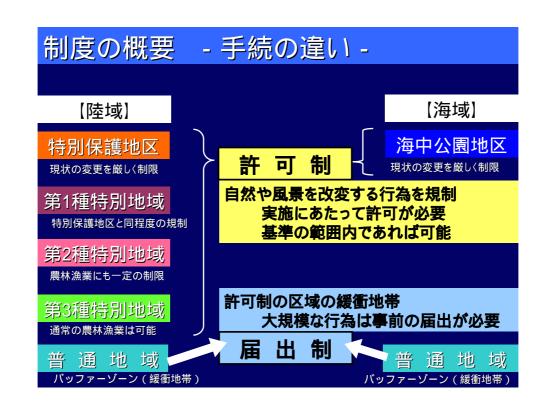
特別保護地区・第1種特別地域(陸域) 優れた自然環境を、極力、現在の状態で維持して いくことが必要な地区・地域

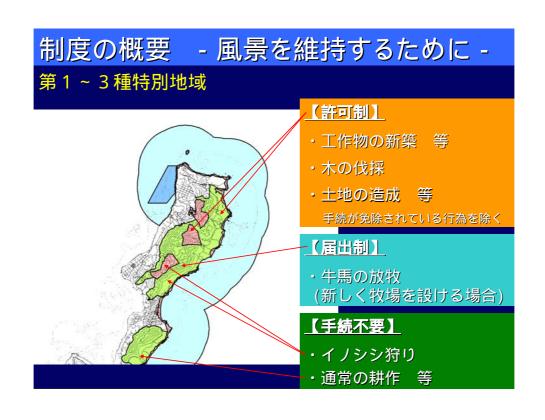
第2種特地域・第3種特別地域(陸域) 農林漁業との調整を図っていくことが必要な地域

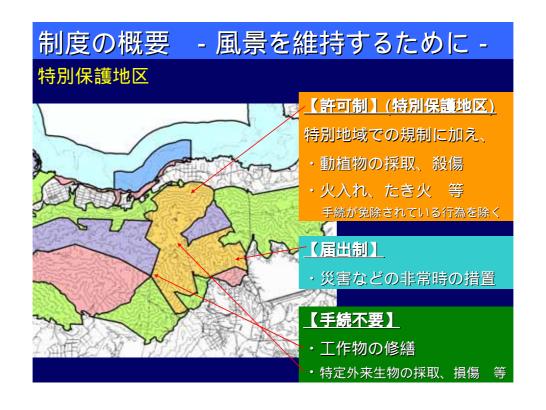
海中公園地区 (海域) 熱帯魚、さんご等の生物等を維持していくことが必要な 地区

普通地域 (陸域・海域) 上記以外の地域









制度の概要 - 風景を維持するために - 海中公園地区 【許可制】 - 工作物の新築等 - 熱帯魚、サンゴ等の採取 - 海底の形状変更 等 - 手続が免除されている行為を除く 【届出制】 - 災害などの非常時の措置 【手続不要】

・海上運航する船舶の係留 ・漁業用の工作物の設置

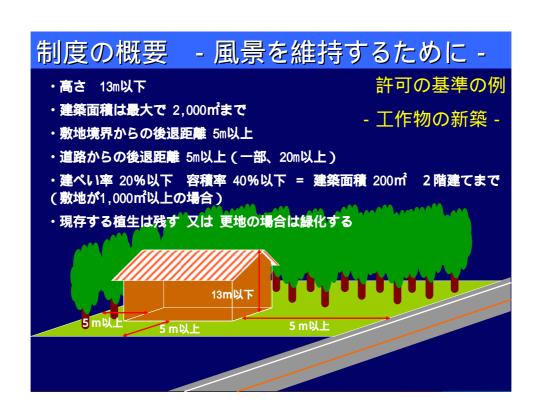
制度の概要 - できること、できないこと -

	許可される行為	許可されない行為
特別保護地区	学術研究での動植物の捕獲、採取等	ゴルフ場の造成、廃棄物の埋め立て、 木の伐採、土石の採取、 集合的に住宅を建設するための造成 大規模なホテルの建設、 個人の住宅の建設
第1種特別地域	木の伐採(一定割合内)	ゴルフ場の造成、廃棄物の埋め立て、 土石の採取、集合的に住宅を建設するための造成 大規模なホテルの建設、 個人の住宅の建設
第2種特別地域	通常の農林畜産業、 農林畜産業に伴う工作物 木の伐採、土石の採取、 個人の住宅の建設(いずれも基準内)	ゴルフ場の造成、廃棄物の埋め立て、 集合的に住宅を建設するための造成 大規模なホテルの建設
第3種特別地域	通常の農林畜産業、 農林畜産業に伴う工作物 木の伐採、土石の採取、 個人の住宅の建設(いずれも基準内)	ゴルフ場の造成、廃棄物の埋め立て、 集合的に住宅を建設するための造成 大規模なホテルの建設
海中公園地区	漁業のための工作物の設置、土石の採取、 海底の形状変更、物の係留、 指定種以外の捕獲、採取等 船舶の係留 学術研究での指定種の捕獲、採取等	漁業目的以外の工作物の設置、土石の採取、 海底の形状変更、物の係留、 熱帯魚、サンゴ、海そう等(指定種のみ)の捕獲、採取等 海面の埋め立て又は干拓、未処理の汚水・排水の排出

赤字:許可申請等は不要な行為

制度の概要 - 土地所有と規制の強さ -

					上段:面積(ha) 下段:割合(%)
	国有地	公有地	私有地	その他	合 計
特別保護地区	0	556	0	0	556
	(0)	(7.9)	(0)	(0)	(7.9)
第1種特別地域	1	597	83	49	730
	(0)	(8.5)	(1.2)	(0.7)	(10.4)
第2種特別地域	0	1,158	58	104	1,320
	(0)	(16.5)	(0.8)	(1.5)	(18.8)
第3種特別地域	12	4,088	165	36	4,301
	(0.2)	(58.2)	(2.3)	(0.5)	(61.3)
普通地域	0 (0)	42 (0.6)	60 (0.9)	13 (0.2)	115 (1.6)
合 計	13	6,441	366	202	7,022
	(0.2)	(91.7)	(5.2)	(2.9)	(100.0)



制度の概要 - 手続の有無(特別地域) -国立公園の中で新たにキビ畑やパイン畑を行う場合 キビ畑で行う作業 必要な手続 パイン畑で行う作業 必要な手続 植え付け、除草 手続不要 よる深耕、整地 施肥、灌水 除草、中耕 植え付け、除草、 農薬散布 手続不要 手続不要 収穫 施肥、灌水 収穫 堆肥散布、深耕 深耕、古株すき込み 手続不要 葉ガラ梱包、土のう 葉ガラ梱包、土のう 手続不要 手続不要 グリーンベルト の植栽 グリーンベ**ル**ト の植栽 手続不要 手続不要 <mark>土地の新たな開墾</mark> 開墾や形状変更を行う農家 開墾や形状変更を行う農家 土地の形状の変更 土地の形状の変更 の方又は県や市が申請 の方又は県や市が申請 畑の勾配修正工事 事業を実施する県又は市が 畑の勾配修正工事 事業を実施する県又は市が 沈砂地の設置 事業を実施する県又は市が 沈砂地の設置 事業を実施する県又は市が

制度の概要 - 手続の有無(特別地域) -

国立公園に指定された後も引き続き林業、畜産業を行う場合

作業	必要な手続			
育苗	手続不要			
地拵え	手続不要			
植林	手続不要			
下刈り、間伐	手続不要			
伐採	要許可			
	要許可			
林道の設置	事業を実施する県又は市が申請			
土砂流出防止柵 の設置	要許可 設置をする林業家の方又は 県や市が申請			

■産工災女は1J祠		
作業	必要な手続	
牧草の播種	手続不要	
牧草の刈り取り	手続不要	
かん木の除去	手続不要	
放牧	手続不要 (現在放牧している区域) 届出必要 (新しく放牧する区域)	
牧場の造成	要許可(土石を採取する場合、土地の形状を変更する場合に必要)	
畜舎、納屋等の設置	手続不要(ただし、道路から 20m以上離れている場合) 要許可(上記以外)	
水槽の設置	手続不要	

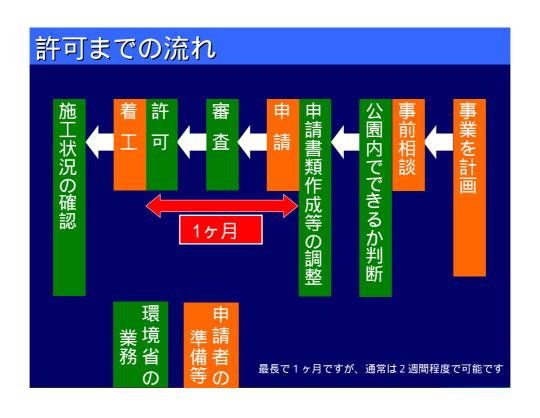
制度の概要 - 手続の有無(特別地域) -

必要な手続

ご自分の宅地の周辺でできること

自分の土地で できること

門、生垣の設置	手続不要
宅地内の木竹の伐採	手続不要
宅地内の土石の採取	手続不要
工作物の修繕	手続不要
家の新改増築	要許可 ご本人が申請
車庫、物置の新改増 築	要許可 ご本人が申請
取り付け道路の新改 増築	要許可 家の新改増築等とともに、 ご本人が申請









グリーンワーカー事業 - 国立公園の管理 -

オニヒトデ駆除





海岸清掃





国立公園の指定について

国立公園の指定は国が勝手にできるのか?

- ・国立公園は、日本を代表する自然の風景地を国(環境大臣)が指定 (自然公園法第5条 他)
- ・指定に向けた作業は、石垣市や沖縄県などの関係機関との調整を行いながら実施
- ・説明会やパブリックコメント(3月中旬~開始予定)を実施し、地域の意見等を反映
- ・学識経験者等からなる中央環境審議会で、専門的見地からの検討も実施

住民の意見を受けて、案は修正されるのか?

- ・これまでに、計3回(市民会館、川平、伊原間)の説明会を開催
- ・追加の説明会開催のご要望が多かったので、公民館長を通じて各公民館にご案内し、計2回(野底小学校、当センター)の説明会を開催
- ・パブリックコメント (3月下旬~開始予定)を実施 いただいたご意見をもとに、必要な修正を実施

私権を制限することができるのか?

- ・日本の国立公園は、土地所有の別にかかわらず指定することが可能
- ・財産権等の私権との調整を図りながら、一定の制限が可能 ただし、全ての行為を禁止するものではない
- ・説明会やパブリックコメントで、皆様のご意見をうかがい、必要な修正を実施